○国見町空き家改修等支援事業補助金交付要綱

(令和5年4月3日告示第35号)

(趣旨)

第1条

町は、空き家の有効な活用を図るとともに町内への定住を促進するため、空き家の改修工事に係る経費に対し、国見町補助金等の交付等に関する規則(昭和63年4月1日規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に所在し、人の居住の用に供する建物等で、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 定住 3年以上に渡って、生活の本拠を置くことをいう。
- (3) 移住者 町外から当町へ住民票を異動し、生活しようとする者をいう。なお、申請日から溯って、原則2年以内に本町に転入した者も含む。
- (4) 事業者 町外に本社機能を有する法人又は町外から転入する個人で、町内の空き 家において商業等の事業を行う者
- (5) 所有者 空き家の建物等の所有権を有し、売買もしくは賃貸を行うことができる 権利を有する者をいう。
- (6) 改修等 次に掲げるものをいう。

ア 改修 空き家の内外装を対象とした一般的な改修工事・リフォーム等(増築、 改築は除く。)をいう。

イ 清掃 改修に合わせて実施する空き家の残置物の撤去、運搬、処分及びハウスクリーニング

(補助対象者)

第3条

補助金の交付対象者となる者(以下「補助対象者」という。)は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家を自ら定住する目的で購入又は賃借した移住者
- (2) 空き家を事業所として活用する目的で購入又は賃借した事業者
- (3) 移住者又は事業者と3年以上の賃貸借契約を締結した空き家の所有者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。
 - (1) 3親等内の親族間での空き家の売買又は賃貸借する場合
 - (2) 補助対象者及び同一世帯の者が市区町村税等を滞納している者

- (3) 補助対象者及び同一世帯の者が国見町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)に 規定する暴力団員等に該当する者
- (4) その他町長が不適当と認める者

(補助対象事業)

第4条

補助の対象となる事業は、空き家の改修等に係る費用で税込み10万円以上のものとし、次に掲げる内容のものとする。

- (1) 台所、トイレ、浴室、洗面所等の改修工事
- (2) 内装、外壁、屋根等の改修工事
- (3) 空き家本体、空き家内の造付家具、設備機器等の改修工事
- (4) 省エネ (断熱化) 工事
- (5) 入居、改修のため不要となる残置物・家財等の運搬、処分費
- (6) ハウスクリーニング費用
- (7) その他町長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する改修工事等は補助対象事業としない。
 - (1) 空き家の改修に直接関係のない外構工事等
 - (2) 庭木の剪定、除草等
 - (3) 家電リサイクル対象品(エアコン、テレビ、冷蔵庫等)の処分
 - (4) 町が無料で収集を行うごみ(粗大ごみを含む。)及び資源物の処分
 - (5) インテリア、家具、家電等の設置、購入に係る費用
 - (6) その他町長が不適当と認めるもの

(補助の要件)

第5条

本事業における補助金交付の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定住を目的とする個人の場合、補助金を交付した日から1年以内に対象物件に定住し、かつ、当町の住民基本台帳に登録すること。
- (2) 利活用を目的とする事業者の場合、補助金を交付した日から1年以内に対象物件にて事業を開始すること。
- (3) 当該空き家を賃借する場合の改修等に関しては、補助金交付申請の前に所有者の承諾を得ること。
- (4) 原則として、補助金の交付決定日以降に改修等の契約を締結し、当該交付年度内に完了すること。
- (5) 当該空き家に所有者及び所有者の3親等内の親族にあたる者と同居しないこと。
- (6) 過去に当該補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第6条

補助対象経費に係る補助率及び限度額は次の表のとおりとする。ただし、補助対象 事業において、他の同様の補助金の交付を受ける場合、対象となる工事費等より当該 補助金に係る部分の経費を差し引いた金額を補助対象経費とする。

比 山.4.4.	去山去	7日 🕁
補助対象者	補助率	限度
		額
(1)移住者	2分の	100万
(2) 事業者	1	円
(3) 移住者と3年以上の賃貸借契約を締結した空き家の所有者		
(1)移住者のうち、申請時に同一世帯に18歳未満の子どもが1人以上	2分の	180万
いる場合	1	円
(2)移住者のうち、申請時に同一世帯に夫婦関係にある者がおり、双		
方又はどちらかが 40 歳未満の場合		

2 前項の補助額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てる。 (補助金の交付申請)

第7条

補助金の交付を受けようとする補助対象者は、国見町空き家改修等支援事業補助金 交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければ ならない。

- (1) 事業計画書及び誓約書(第2号様式)
- (2) 改修等に係る見積書の写し(内訳明細が確認できるもの)
- (3) 改修予定箇所の現況写真
- (4) 改修等に係る部位を明記した図面(平面図、立面図等)
- (5) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (6) 現住所の住民票の写し(世帯全員分、定住が目的の場合のみ)
- (7) 法人登記履歴事項全部証明書及び定款(法人の場合のみ)
- (8) 納税証明書
- (9) 空き家の改修に関する所有者等の承諾書(第3号様式。 ただし、賃貸借契約の場合のみ)
- (10) その他町長が必要と認める書類
- 2 補助対象事業の着手は補助金交付決定後に行わなければならない。 (補助金の交付の決定及び通知)

第8条

町長は、補助金の交付を決定したときは、国見町空き家改修等支援事業補助金交付 決定通知書(第4号様式)により速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場 合にはその条件を申請者に通知するものとする。

(補助金の申請内容の変更等)

第9条

前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、 事業内容を変更、又は中止しようとするときは、国見町空き家改修等支援事業補助金 変更等承認申請書(第5号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、 当該申請が適当であると認めたときは国見町空き家改修等支援事業補助金変更等承認 通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条

補助事業者は、事業が完了したときは国見町空き家改修等支援事業補助金実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 請求書又は領収書の写し(内訳明細が確認できるもの)
- (2) 工事写真(工事施工状况、施工後)
- (3) 転入後の住民票の写し(世帯全員分、定住が目的の場合のみ)
- (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の報告は、事業が完了した日から30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条

町長は前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が 第8条の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、 国見町空き家改修等支援事業補助金交付額確定通知書(第8号様式)により、補助事 業者に通知するものとする。

2 前項の確定通知は、確定した額が第8条による補助金交付決定額と同額の場合は、省略することができる。

(補助金の交付)

第 12 条

前条の規定による補助金額の確定後に補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の支払を受けようとするときは、国見町空き家改修等支援事業補助金請求書(第9号様式)により町長に請求するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第13条

町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を 取り消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定若しくは変更の承諾又は補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を交付した日から起算して3年以内に対象物件を取り壊し、貸与または売却したとき。
- (3) 補助金を交付した日から起算して3年以内に対象物件から転出又は転居したとき。
- (4) 第9条に規定する実績報告がないとき。
- (5) 定住を目的とする個人の場合、補助金を交付した日から1年以内に対象物件に定住、又は本町の住民基本台帳に登録しないとき。
- (6) 利活用を目的とする事業者の場合、補助金を交付した日から1年以内に対象物件 にて事業を開始しないとき。
- (7) 前各号のほか、補助事業に関し補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないとき、又は町長が不適当と認める事由が生じたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害、病気療養、死亡したとき等、その他やむを得ない理由であると町長が認めた場合においては、補助金の返還の全部又は一部を免除することができる。

(書類の保管)

第14条

補助事業者は、補助事業に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了 後5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

国見町空き家改修等支援事業補助金交付申請書 [別紙参照]

第2号様式(第7条関係)

事業計画書及び誓約書「別紙参照〕

第3号様式(第7条関係)

承諾書

「別紙参照]

第4号様式(第8条関係)

国見町空き家改修等支援事業補助金交付決定通知書 [別紙参照]

第5号様式(第9条関係)

国見町空き家改修等支援事業補助金変更等承認申請書「別紙参照〕

第6号様式(第9条関係)

国見町空き家改修等支援事業補助金変更等承認通知書 [別紙参照]

第7号様式(第10条関係)

国見町空き家改修等支援事業補助金実績報告書 [別紙参照]

第8号様式(第11条関係)

国見町空き家改修等支援事業補助金交付額確定通知書 [別紙参照]

第9号様式(第12条関係)

国見町空き家改修等支援事業補助金請求書 [別紙参照]